税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

相次ぐ最高裁の破棄判決に注目！

朝倉　洋子［目黒］

はじめに

最高裁判所が税務訴訟において「破棄自判」又は「破棄差戻し」を言い渡すということは、かつては、大変珍しいことでした。

しかし、ここ数年、最高裁の破棄判決が相次いでおり、TAINSの税法データベースで国税・地方税の税目を検索すると、82件が収録されています。

破棄自判とは、上級裁判所が原判決を取り消し又は破棄した上、事件を原審に差し戻さずに、自ら判決をすることをいいます。

1　TAINSでの検索

では、TAINSの税法データベースで法人税の税目を選び、キーワードを「破棄自判」「破棄差戻し」のいずれかとする【OR】検索をしてみましょう。

【税区分】　法人税
【検索範囲】　判決
【キーワード】
1行目　破棄自判
2行目　破棄差戻し
【OR】（ANDをORに変えます。）

16件という結果が示されます。

これらの判決を一瞥しますと、平成に入ってから言い渡された事件の9件と、昭和の年代に言い渡された7件とに大きく分かれます。

そして、法人税の税目に限定すると、昭和61年から平成16年までは、破棄判決はゼロ件であったということも判ります。

2　最近の法人税破棄判決

平成16年以降本年までの法人税の税目に収録されている破棄判決を拾うと、次のようになります。

①平22―03―02第三小法廷ホステス報酬の源泉徴収義務Z888―1508（破棄差戻し）
②平21―12―03第一小法廷ガーンジー島事件Z888―1485（破棄自判）
③平21―07―10第二小法廷更正の請求／所得税額控除の計算誤り　Z888―1436（破棄自判）
④平18―02―23第一小法廷UFJ銀行事件／外国税額控除余裕枠の彼此流用は制度の濫用　Z256―10330（破棄自判）
⑤平18―01―24第三小法廷旺文社事件／第三者割当てによる含み益の移動　Z256―10279（破棄差戻し）
⑥平17―12―19第二小法廷大和銀行事件／外国税額控除余裕枠の彼此流用　Z255―10240（破棄自判）
⑦平16―12―24第二小法廷日本興業銀行事件／不良債権に係る貸倒損失の損金算入時期　Z254―9877（破棄自判）
⑧平16―09―07第三小法廷認定賞与に係る納税の告知　Z254―9738（破棄自判）
⑨平16―07―13第三小法廷ねずみ講事件／人格のない社団の成立要件　Z254―9695（破棄自判）

これらの破棄判決は、どれも重要な判決ですが、中でも、最近の事件は、実務への影響が大きく、注目されています。今回は、この中でも最新の①と②の事件を採り上げたいと思います（③は東京税理士界3月1日号6面「解体新書」参照）。

3　ホステス報酬の源泉徴収義務事件（平22―03―02）

この事件は、パブクラブを経営する納税者らが、ホステスに対して半月ごとに支払う報酬の源泉所得税を納付するに際し、控除額として5000円にこの半月間の全日数を乗じて計算した金額を控除して計算していたところ、この控除額はホステスの実際の出勤日数を乗じて計算した金額にとどまるとされたことから、その取消しを求めたという事案です。

最高裁は、一般に、「期間」とは、ある時点から他の時点までの時間的隔たりといった、時的連続性を持った概念であるとした上で、「当該支払金額の計算期間」も、その支払金額の計算の基礎となった期間の初日から末日までという時的連続性を持った概念と解し、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではなく、原審のような解釈を採ることは、文言上困難であるとし、ホステス報酬の額が一定の期間ごとに計算されて支払われている場合においては、「当該支払金額の計算期間の日数」は、ホステスの実際の稼働日数ではなく、その期間に含まれるすべての日数を指すものと解するのが相当であるとして、東京高裁に差し戻しました。

今後については、差し戻された東京高裁では、新たな口頭弁論に基づき裁判をする必要があり、破棄の判断を示した最高裁判決に拘束されますので、納税者の勝訴は確定したことになります。

最高裁が「租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではなく」と判示したことは、厳格な文理解釈に立つべきことを示唆したものと考えられます。

4　ガーンジー島事件（平21―12―03）

この事件は損害保険業を営む上告人A社がチャネル諸島のガーンジーに設立したキャプティブ子会社B社が特定外国子会社等に該当するとして、更正処分等が行われ、また、上告人からの更正の請求に対して更正をすべき理由がない旨の通知を受けたため、これらの処分の取消しを求めたという事案です。

第一審、控訴審ともにその請求を棄却したため、A社は最高裁に上告しました。

本件では、子会社が特定外国子会社等に当たるか否かが争われており、この子会社がガーンジーにおいて租税として納付したものが外国法人税に該当するか否かが争点となっていました。

最高裁は、本件外国税は、ガーンジーの法令に基づきガーンジーにより子会社の所得を課税標準として課された税であり、そもそも租税に当てはまらないものということはできないと判示しました。

また、外国法人税に含まれないものとされている法人税法施行令141条3項1号又は2号に規定する税にも、これらに類する税にも当たらず、法人税に相当する税ではないということも困難であるから、外国法人税に該当することを否定することはできないと判示し、一審判決を取り消し、原審判決を破棄自判して、納税者勝訴を言い渡しました。

おわりに

相次ぐ最高裁の破棄判決は、租税法律主義に基づき、税務訴訟における、文理解釈の重要性を改めて示唆するものでした。

判決の重要性については国税庁から「調査担当者のための重要判決」シリーズが発信されていますが、税理士の視点からも「税理士のための重要判決」シリーズの情報発信が必要ではないでしょうか。

収録内容に関するお問合せはデータベース編集室
03-5496-1416

会計事務所の新規独立開業に熱いエール。

明日の会計業界を担う皆様！
ACELINK Naviが月々9,800円～（税別）
月額使用料パックいよいよスタート！

開業早々これなら使える!!

●基本パックには次のアプリケーションが含まれています。：会計大将（基本）／個人決算書／決算内訳書／減価償却／消費税申告書／法人税申告書／所得税確定申告書／年末調整／国税電子申告／地方税電子申告

※導入初期費用としてベースモジュールのご契約が別途必要になります。※月額使用料パックは、10社・20社・30社・フリーの4段階により価格が異なります。※インターネット環境が必要となります。※ご契約期間は1年間とし、最長5年間更新が可能です。

MJSイメージキャラクター：ラモス瑠偉

全国8,400件の導入実績を誇るMJS会計システム
会計事務所向け統合システム「ACELINK Navi」を手軽に使っていただくための特別商品、それがACELINK Navi 月額使用料パックです。

会計事務所に必要な基本ソフトを全てパック
月々9,800円（税別）からと低価格なのにACELINK Naviの機能はそのまま。導入したその日から、さっそくご利用になれます。

業務拡張に合わせた追加ソフトの選択が可能
経営分析や非営利法人会計などの様々なオプション機能を、必要に応じて追加契約してご利用になれます。

MJS　財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス
MJS　検索
●お問合せ：東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階　TEL.03-5326-0381　●本社：東京都新宿区四谷4-29-1　TEL.03-5361-6369（代表）　●拠点/30支社・3営業所